

委員会行政視察報告書

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

井原市議会議長 大 滝 文 則 様

報告者 建設水道委員会

委員長 山 下 憲 雄
副委員長 細 羽 敏 彦
委 員 沖 久 教 人
委 員 惣 台 己 吉
委 員 西 田 久 志
委 員 宮 地 俊 則

期 間	令和4年11月15日（火）～令和4年11月16日（水）
出張先及び 担当職員 職名・氏名	愛媛県宇和島市：【水道局】門脇業務課長、毛利給水課長、下田業務課長補佐 【議会事務局】水野議会事務局長、中村主査 愛媛県西条市：【議会】武田議長 【環境部】廣瀬水道業務課長、永井水道工務課長 【議会事務局】越智
出張者氏名	山下憲雄、細羽敏彦、沖久教人、惣台己吉、西田久志、宮地俊則 一安直人（水道部長）、塩出英也（議会事務局）
調査項目	愛媛県宇和島市 水道事業と簡易水道事業の事業統合及び料金統一について 愛媛県西条市 水道事業と簡易水道事業の事業統合及び料金統一について
(概要)	別紙のとおり
(所感)	別紙のとおり

1. 報告書は、視察・研修終了後1カ月以内に提出してください。
2. 概要、所感については、別紙を添付してください。
3. 所感には、1行目の右端に委員名を記載してください。

<愛媛県宇和島市>

【調査項目】 水道事業と簡易水道事業の事業統合及び料金統一について

【市の概要】

面積： 468.19k㎡

人口： 70,798人（令和4年4月1日現在）

世帯数： 35,355世帯（令和4年4月1日現在）

愛媛県西南部に位置し、北は西予市、東は鬼北町・松野町、南は愛南町・高知県宿毛市・同県四万十市に接している。

西は宇和海に面し、入り江と半島が複雑に交錯した典型的なリアス式海岸が続き、4つの有人島と多くの無人島が点在する。東側の鬼ヶ城連峰は、海まで迫る急峻さを備え、起伏の多い複雑な地形をしている。

【事業の概要】

宇和島市の水道は大正15年10月、愛媛県で最初の上水道として給水を開始した。その後、6次にわたる拡張事業、平成17年8月1日の1市3町（宇和島市・吉田町・三間町・津島町）の合併により、ほぼ市内全域のほか、愛南町の一部まで給水区域を拡大している。

一方、経年による水道施設や管路の老朽化、劣化が進み、耐震化と併せた更新対策が急務となっていることから、平成21年度から35年度（令和5年度）までの15か年にわたる第7次整備事業に取り組んでいる。

そうした中、平成22年度に実施した料金改定も、当初設定した算定期間の満了を迎え、平成30年度から赤字経営となる見込みであることから、第7次整備計画の残り8年間の事業を継続して実施するための新たな財源確保が不可欠となる。

また、宇和島市の簡易水道事業の供給区域は、離島・半島・山間部が大半を占めており、給水人口に比べて多くの設備投資・維持管理費用を要している。そこで、将来的にも安定給水を確保するとともに、経営基盤の強化を図るところを目的に、平成28年4月1日から宇和海・三浦・野川の3簡易水道と成川条例水道を上水道へ事業統合した。

水道料金の体系は、大きく分けて口径別・用途別の2種類あり、負担の公平性・料金体系の分かりやすい口径別が全国的な主流となっている。しかしながら宇和島市は、用途別料金体系を採用しており、家庭用料金を低めに抑えるため、業務用料金の負担が大きくなっている。そのため、直ちに口径別へ移行すると、家庭用の改定率が極端に大きくなるなど、公平公正とはいえないため、段階的に口径別へ移行する予定。

○〈市町村合併と同時に水道事業と一部の簡易水道事業を統合する際の最大の課題について〉

最大の課題は、料金統一。

宇和島市では、平成28年度の簡易水道統合までに上水道料金体系に統一している。

住民説明会では、料金改定の不満よりも、施設整備により管理不要となったメリットのほうが大きく、特に問題なし。

○〈合併時の住民アンケートで出た内容について、水道料金に関する質問項目などはあったのか。また、水道料金に関しての要望などの市民の声について〉

合併前の水道部門の合併協議会で、旧宇和島市に旧3町が合わせることで概ね了解。

合併直後、第1次宇和島市総合計画策定時に意見募集したが、水道料金に関する意見なし。水道料金に関しての要望では、「料金改定時期の前倒しは無いのか」等の声あり。

○〈経営審議会からの提言〉

事業経営の更なる効率化への取り組みを行うこと。サービスの低下につながらないよう適正な人員配置を行うこと。

今後の料金改定に際して、口径別への移行を目指すこと。段階的に用途間の料金格差を是正すること。

次回の料金改定は、できるだけ赤字に陥る前に行うよう、時期に十分配慮すること。

料金改定にあたっては、広報等を用いて分かりやすい説明を行い使用者から理解を得られるよう努めること。

使用者に安心・安全な水を提供するため、技術継承や人材育成に鋭意取り組むこと。

補助金（国庫）や一般会計の繰入等、十分な財源確保を行い、水道料金の値上げに大きな影響を及ぼさないよう、更新時期を検討すること。

○〈水道事業の統合によるスケールメリットについて〉

当時の国策として、簡水統合を促進するため、国庫補助制度の見直しを行い、形態の簡水施設に関する更新・改良事業は、平成29年度以降、補助対象から除外。

このため、スケールメリットとしては、統合によって旧簡易水道区域の海底送水管更新工事などに対し、補助金が受けられる。財政基盤が脆弱な事業体にとって大きなメリット。

○〈宇和島市は老朽管更新（配水管布設替）や耐震化を進める必要から、第7次整備事業（H21～35）を実施しているが、平成22年に料金改定されるも平成30年より赤字経営となっているとのことです。そのため、新たな財源確保が必要とのことでしたが整備事業も残り1年半となる中、どのようにされたのか。また、事業計画には民間委託の導入、事務統合による職員の削減などが挙げられているが、その実現について〉

平成28年度に料金改定を行い、令和3年度までの改定期間とした。その後、平成26年度財政シミュレーション作成時に想定不可のイベントや、窓口業務委託の経費削減による給水収益の上振れなどにより、令和5年度第7次整備期間終了まで料金改定不要となった。

○〈「海底送水管について、布設替工事に多額の費用を要することから、国庫補助金や一般会計からの繰り入れ等、十分な財源確保を行ったうえで、水道料金の値上げに大きな影響を及ぼさないよう、将来的な更新の時期を検討する」とあるが、現在の状況について〉

令和4年に開始し、2か年の予定で更新（令和4～5年）。財源は、国庫補助金・辺地債（有利な交付税措置）・市の出資金など。

水道事業の負担は、補助金・出資金を除く起債額の約22.5%。

○〈料金体系について、井原市は用途別料金で宇和島市と同様ですが、将来的に宇和島市では口径別料金体系に段階的に移行されるお考えのようですが、現状や課題などについて。また、口径別料金体系へ完全移行される時期について〉

用途別を採用している事業体では、使用者の届け出なしのため、元の用途と相違する使用や用途認定で苦労がある。

宇和島市では、早期に口径別へ移行するため、今後の改定を2回に分け用途間格差を調整し、口径別へ移行。ただし、完全移行の時期は未定。

○〈口径別料金体系に統一するにあたってのメリット、デメリットについて〉

メリット：用途体系の不平等感（業務用の負担が大きい）からの脱却。

デメリット：同口径・同使用料であれば、旧家庭用の負担感（増）と旧業務用の負担感（減）が異なる。

○〈平成28年の水道経営審議会の答申で料金の改定率は総括原価に対し、8%とされており、井原市では料金改定率15.8%と、2倍近い引き上げを予定しています。それでも最低限の改定率であることから、5年毎の料金改定を検討する必要があり、また、引き上げ幅の大きい地区の反発もあって3年で段階的に引き上げる計画ですが、宇和島市の収支予測及び市民の反応について〉

市民の反応は、水道料金が高いと感じているが、料金改定時にほとんどクレームは無かった。理由は、昭和40年代の湯水（時間断水等）を知っている市民が多かったことなどが要因ではないかと考えている。

○〈民間委託の導入、事務統合、職員数の削減に係る具体的な内容について〉

平成31年度から、調定・収納、滞納整理、お客様対応などの窓口業務の委託を開始。職員削減数は、平成31年度から令和4年度の4年間で13名削減。事務統合は未実施。

○〈一般会計からの赤字補填について〉

赤字になっていないため、一般会計からの赤字補填なし。

○〈施設耐震化、管路更新にかかる必要財源（65億円）の市民の理解について〉

すべての市民に理解していただけているとは考えられないが、理解していただくための日頃の努力は大切と考えている。これまでの企業努力や財政状況、事業の必要性を周知し、市民への理解を求めていく。

○〈企業債の起債額・償還金の管理上、重要視していることについて〉

企業債残高3倍ルールとして、宇和島市独自のルール「企業債残高は60億円を超えないこと」とし、①将来世代に負担を残さない、②総務省の地方公共団体の健全化判断比率の一つ「将来負担比率」の考え方にに基づき設定している。

○〈料金の見直し期間の設定で考慮すべきことについて〉

一般的には、日本水道協会が策定した「水道料金算定要領」により、「料金算定の期間は概ね3年から5年を基準」を参考とした。上記要領を踏まえたうえで、宇和島市では、①単に赤字経営になるから行うものではないこと、②簡易水道統合や広域化を実施するから行うものではないこと、③企業努力を十分実施したうえで、適切な給水原価や供給単価のバランスなどを維持するため、安定給水に必要な財源を確保するものであることを考慮した。

○〈市民への料金改定の告知や了解の手法で工夫されたことについて〉

告知については、利活用可能な媒体を最大限に用いて実施した。

了解の手法は、料金改定に至るまでの必要なプロセスをきちんと説明できるよう実施した。

○〈自家用水道を使用している市民への支援について〉

自家用水道の所管は、衛生行政部署となるため、水道局からの支援はない。宇和島市の衛生行

政部署に確認したところ、支援事業はないとのこと。

○〈水道事業経営審議会の構成メンバーについて（どのような理由で人選が行われたのか）〉

人選は、本庁・総務課の「附属機関等の委員の選任基準」に基づき選定。

選任基準として、幅広い分野から委員を確保、選任時で70歳未満、利害関係を有していないこと、委員として在任期間が3期又は10年を超えない、市の男女参画基本計画に定めた割合以上の女性委員を選任などとした。

水道局の委員構成は、学識経験者2名、各地区水道利用者から3名、各種団体から5名（商工会議所、自治会、女性団体連絡協議会、福祉協議会など）、計10名の委員を選任。そのうち女性委員は、4名（40%）。

○〈加入負担金の変更について〉

平成28年度の簡易水道統合時において、加入金の変更はなし。

統合前より、簡易水道事業における加入金は、宇和島市と同額であったため変更はなし。



<愛媛県西条市>

【調査項目】 水道事業と簡易水道事業の事業統合及び料金統一について

【市の概要】

面積： 510.04k㎡ (令和3年10月1日現在)

人口： 106,265人 (令和4年3月31日現在)

世帯数： 50,641世帯 (令和4年3月31日現在)

愛媛県の東部、道前平野に広がる地域であり、瀬戸内海（ひうち灘）に面している。北西は今治市、西は東温市、南は久万高原町・高知県のいの町、東は新居浜市と接している。

西日本最高峰の石鎚山（標高1,982m）を中心とする石鎚連峰を背景に、南部一帯及び西部は急峻な山岳地帯となっています。それ以外の地域は、比較的ゆるやかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、県下有数の農業地帯となっている。

【事業の概要】

（事業統合の経緯）

西条市の水道事業は、事業別では5つの上水道事業、3つの簡易水道事業、1つの専用水道事業（西ひうち水道事業）、会計別では7つの会計で処理を行い、事業運営していた。複数の会計処理により効率性が低く、また、各事業（会計）は規模が小さく、経営基盤が脆弱であることから、効率化および経営基盤の強化を図るため、令和3年度から簡易水道事業および西ひうち水道事業を上水道事業へ統合し、事業運営を行っている（経営（会計）統合）。

（料金統一の経緯）

西条市は、平成16年11月、2市2町（西条市・東予市・丹原町・小松町）が合併し、新しい西条市が誕生した。合併時、料金統一の調整がつかず旧2市2町の料金体系を引き継ぎ「新市移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する」としていたことから、合併後も地域間格差が残り、受益者負担の公平性が担保されていない状況であった。そのため、平成26年度より水道料金の統一に取り組んできた。これまで平成27年度、平成30年度に料金改定を行い、地区間の格差は縮小している状態となり、令和4年度の料金改定で統一を行った。

○ 〈令和3年度から西条市水道事業に統合となったが、現在の課題と今後の取り組みについて〉

現在の課題は、簡易水道は赤字であったが、統合により、水道事業が簡易水道事業の赤字を被らなければならなくなった。

○ 〈令和4年度から料金統一が実施されているが、料金改定までの市民告知等及び現在の市民からの声について〉

平成26年度に方針が出され、広報・ホームページで告知してきた。統一に向けて料金を3年ごとに段階的に上げてきたことから、初めて納付書を出す際、苦情は少なかった。

○ 〈行政区内人口の上水道等の給水を受けている人口の現状について〉

令和4年3月31日現在、行政区域内人口は106,265人、給水人口は51,265人、普及率は48.20%。

- 〈自家用水道を使用している市民への支援について〉
共同給水施設へ一部補助あり。
- 〈本市では聞き慣れない「専用水道」「条例水道」について〉
専用水道は、社宅や団地など自家用の水道のこと。
条例水道は、愛媛県水道条例による水道のこと。
- 〈公営企業として独立採算が原則だが、公共性と経済性の両立について〉
水の安定供給、経済性の両立について、黒字であり、両立はできていると考えている。
- 〈水道管敷設更新等の財源確保と今後の見通しについて〉
内部留保資金と企業債を財源とし、4年ごとの水道料金の見直しを予定。
- 〈水道料金体系は「種類別」「用途別」「口径別」の3つに大別されています。「種類別」の具体例と口径別に大きく移行した要因、理由について〉
種類別の具体例は、専用と共用の2種類ある。公共性や客観性、また全国的にも口径別へ移行しているため。
- 〈資料「西条市水道事業の現状と課題等について（令和3年3月19日）」の9ページ、水道料金の地域間格差を縮小することのできた要因について〉
段階的に料金改定を行うこととし、地域間格差を徐々に解消していった。
- 〈資料「西条市水道事業の現状と課題等について（令和3年3月19日）」の11ページ、料金体系の違いによる地域間格差が解消できない主な理由について〉
料金の計算方法の違いから、統一するのに一番苦労した。
- 〈施設更新費用（配水管布設替）や耐震化に今後30年間で約365億円必要になるとのことですが、今後の計画について〉
西条市総合計画に基づき施設更新を行う。年々老朽化も進み、耐震化率も上がらないことから、老朽管の更新を年間1km行う。また、施設の予防保全により延命化も行う。
- 〈審議会の構成メンバーについて（どのような理由で人選が行われたのか）〉
学識経験者（税理士など）7名、各種団体から8名、合計15名で構成。そのうち女性が5名。
- 〈加入負担金について〉
口径別で、13mmで24,000円、20mmで47,000円、25mmで89,000円、30mmで165,000円、40mmで286,000円、50mmで530,000円、75mmで1,000,000円、100mmで2,000,000円。
- 〈合併時の住民アンケートで水道料金に関する質問項目などはあったのか。また、水道料金に関しての要望などの市民の声について〉
具体的な項目はなかったが、公共料金が見直され安価にという意見が、23.2%あり、関心の高さが伺える。



(所感)

委員長 山下 憲 雄

<愛媛県宇和島市視察に関する所感>

宇和島市においては、平成28年4月に安定供給を確保するとともに経営基盤の強化を図ることを目的に簡易水道を上水道へ事業統合している。本市も簡易水道事業は過疎地域に存在しているため、その著しく高い資本費により給水原価が高額となり、料金収入のみによって経営することが困難となっている。このような場合、高額な給水原価に対して低額な料金単価を政策的に採用しているケースも多いため、一般会計繰入金等の外部からの財源に依存し、受益と負担の関係が不明確になっている場合が多く、このような課題を解決するため上水道事業への統合などによる、スケールメリットを生かした安定的な財政基盤を構築することが不可欠である。

本市は令和5年4月に1市1水道を目指し水道事業全体の効率化に取り組むこととしており、事業統合（または経営統合）の検討を進めている。

統合する際の最大の課題は、会計別の水道料金の格差統一である。住民説明会において統合による経営の効率化、サービスの向上等の説明を尽くし使用者からの理解が得られるように努めたい。また、統合によるスケールメリットとして簡易水道区域の水管更新工事などの補助金が受けられ財政基盤が脆弱な事業者にとって大きなメリットとなることを市民にも理解してもらいたい。経営の効率化については、民間委託できる調定、収納、滞納処理、お客様対応窓口等具体的な導入を補強されたい。

企業債の残高が将来負担とならないように企業債管理基準を示し、残高の減額、償還額、起債額といった将来予測も市民に示す必要がある。

<愛媛県西条市視察に関する所感>

西条市は、平成16年に2市2町が合併して現在の西条市が誕生した。合併後の料金統一の調整がつかず2市2町の料金を引き継いだことから、合併後も地域間格差が残る状況であったが、その後は平成26年度から段階的な料金改定を行って地区間の格差は縮小な状態となり、令和4年度には料金統一を実現している。

本市も合併後から20年近く料金の統合調整を行ってこなかったことは反省に値する。本市の簡易水道は赤字経営であり統合により上水道事業が簡易水道の赤字、企業債残高を被るようになることについて市民への説明責任があるといえる。

市民の生活に欠かせない水道水を安定的に供給していくには、水道施設の健全性を維持することが必要であり、そのためには、水道事業の経営基盤が健全であり続けることが不可欠である。本市の、水道事業における今後の施設更新等に係る投資事業は多額の費用が必要とされ、経営基盤の健全性を維持するためには、投資試算と財源試算の均衡を図ることが不可欠であり十分な研究を行っていただきたい。

(所感)

副委員長 細 羽 敏 彦

<愛媛県宇和島市>

宇和島市では、平成28年度の簡易水道事業統合の際、改定率8%の料金改定を行っている。その際、市民からクレームはなく、その理由を、昭和40年代の湧水（時間断水等）を知っている市民が多かったことが要因ではないかと考えられており、井原市においても生活に必要不可欠である水道水の安定供給を確保することが大変重要なことだと感じた。

宇和島市では、自家用水道を使用している市民への支援について、特にないということから、井原市のほうが手厚いと感じた。

<愛媛県西条市>

井原市では、合併後、料金統一に向けた取り組みを行わないまま、令和5年4月より、一律に3年で段階的に料金改定を行う予定であり、このたび視察した自治体は、統一に向けた取り組みを段階的に行い、格差がある程度解消した時点での事業統合、料金統一という方法をとられており、井原市も事前に統一に向けた取り組みが必要であったと感じた。

西条市では、自家用水道を使用している市民への支援について、施設の新設で上限30万円（補助率60/100）、改良で上限60万円（補助率50/100）とのことから、井原市のほうが手厚いと感じた。

(所感)

委員 沖 久 教 人

<愛媛県宇和島市>

水道事業と簡易水道事業の事業統合及び料金統一について説明を聞かせていただいた。2005年に1市3町村が合併し住民アンケートを取っているが、その時には水道料金の改定についての質問項目は含まれてはいなかった。旧宇和島市に旧3町が合わさることでおおむね市民からの了解を得ており、2016年にひとつの条例水道を除き簡易水道の統合を行っていた。住民説明会では、料金改定の不満よりも施設整備により管理不要となったメリットが大きいなどの賛成の声もあり特に問題点はなかった。給水人口の減少、経営改革の実施、財源確保の必要性を市議会議員も感じていたため特に反対の意見はなかった。料金改定に関しては、折込チラシを入れたり、市の広報紙での周知をはかっていた。

水道事業経営審議会の構成メンバーについては、学識経験者2名、各地区水道利用者から3名、商工会議所、自治会、女性団体連絡協議会、福祉協議会から5名選出されていた。学識経験者の中に税理士が入っていたことと市議会議員がメンバーとして入っていなかった点が本市とは違っていた。また、企業債残高は60億円を超えないことといった独自の企業債3倍ルールも設定されており、将来を担う世代に負担を残さない取り組みがなされていた。本市においても独自のルール設定などが必要であると感じた。

<愛媛県西条市>

西条市議会議長と環境部水道業務課の方から水道事業統合における説明を聞かせていただいた。西条市は、国の名水百選にも選出されている「うちぬき」と呼ばれる自噴水が大きな役割を果たしてきている。四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、松山市へと繋がる、中四国最大規模の工業地帯を形成しており、素材、半導体、造船、飲料、発電、鉄鋼など、工業立地の形態が多種多様な分野に至っていることが特徴である。

西条市水道事業においては、上水道と簡易水道、専用水道を令和3年度から統合しており水道料金体系は、種類別、用途別、口径別の3つに分けられていた。西条地区においては、種類別を用いており、東予地区においては用途別、丹原・小松地区においては口径別の料金体系となっていた。令和4年4月から料金統一が実施されており、市全体では7割の世帯が値上げになっていたが、早くから市長をはじめ市職員による丁寧な説明があったため市民からの苦情は特に出ていなかった。

今回の視察で学ばせていただいたことを本市における水道事業においても生かしていきたいと感じた。

(所感)

委員 惣 台 己 吉

宇和島市・西条市の事業は報告書の通り。

宇和島市…平成17年度1市3町合併時簡水統合数→なし
平成28年度簡水統合数→4事業

西条市…令和3年9月定例会で報告
12月定例会で議決
水道使用料に応じた負担となる平均改定率1.1%採用

井原市の上水道運営審議会は合併前の旧3市町で1月最大5倍以上の格差がある水道料金を3年かけて段階的（芳井地区：令和5年4月から令和7年4月）に統一する答申案をまとめた。

井原市の水道料金（現行単価と改定単価の比較）

旧市町	水道区分（井原以外は簡易水道）	現行単価	
		基本料金（基本水量）	従量料金（ m^3 ）
井原	上水道	1,540（ 10m^3 ）	154.0
芳井	中央	858（ 10m^3 ）	83.6
	種花滝	638（ 8m^3 ）	72.6
	川町	429（ 8m^3 ）	51.7
	高原	753.5（ 5m^3 ）	146.3
美星	美星	2,750（ 10m^3 ）	220.0

（税込み/月）



	改定単価	
	基本料金（基本水量）	従量料金（ m^3 ）
上水道	1,540（ 10m^3 ）	202.0

（税込み/月）

- ・使用水量に関わらず、定額料金となる基本水量も 10m^3 /月とし、井原の月額1,540円に揃える。
芳井は同55円～1,008円の値上げ。
美星は同1,210円の値下げ。
- ・基本水量を超えると加算される従量料金も、 1m^3 あたり51.7円～220円と幅があったが、202円に統一。使う水量が多いほど負担が大きくなる仕組み。
- ・使用者の7割を占める 20m^3 以下の影響を少なくし、 50m^3 以上の大口事業者は最大約30%

の値上げ。

- ・水道を引き込む際の加入者負担金も統一。
全体の93%を占める口径13ミリの場合44,000円減額され88,000円。
 - ・全体では安定経営の指標とされる1年間の収益相当の資金残高(5億円)を確保できないため企業債の追加発行で対応する。
 - ・このため料金改定を5年ごとに検討する必要がある。
 - ・水道は不可欠なインフラのため持続可能な事業計画が必要。
-
- ・井原市上水道運営審議会は12人(男性9人・女性3人)で構成。
細羽敏彦議員、沖久教人議員2名も構成員で多くの意見交換ができた。

○今後のスケジュール

- ・条例改正 令和4年12月
- ・料金改定及び経営統合(予定) →令和5年4月1日

水道料金の改定においては受益者負担の増加も見込まれるので、市民のご理解を頂けるよう、周知活動については、最大限の取組を実施したいと考えている。

12月定例会で審議したい。

(所感)

委員 西 田 久 志

<愛媛県宇和島市、愛媛県西条市>

宇和島市においても1市3町の1種、2種、3種の地域において価格差があり調整に苦勞された様だが、西条市のように市長と関係部局が懇談会で1年かけて説明を行った結果、苦情があると思っただがなかつたそうだ。しっかりとした説明を行うことで市民が理解をされたという事だと思ふ。

また、宇和島市の経営審議会から

1. 事業経営の効率化、サービス低下
2. 口径別への移行、また段階的に用途間の料金格差の是正
3. 料金改定は時期に十分な配慮
4. 料金改定には分かりやすい説明、また理解を得られるように努める
5. 技術継承や人材育成
6. 十分な財源確保、また更新時期を検討すること

などが提言されており、的確であると思える。

水は、人間が生きていくうえで必要なもので、宇和島市においても昭和40年代において渇水があつたため、多くの市民が困つた経験があり水の大切さを知つていて、ほとんどクレームがなかつたと言われておられた。今回の視察は必要なことを十分徹底しておけば市民の皆様は理解をしてくれるということを確認でき非常に有意義な研修だと感じた。

井原市においても、各地区を回り納得をいく説明をすることで理解は得られると思ふ。

(所感)

委員 宮 地 俊 則

<愛媛県宇和島市>

人口7万人余りの宇和島市では一つの条例水道を除き、平成28年度の簡易水道統合までに上水道料金に統一しようという井原市とは手順が逆になっていた。それは残りの条例水道も含め、島しょ部を要するなどの事情もあり、料金改定の不満よりも施設整備により管理不要になることのメリットが大きく、住民の反対がほとんどなかったことが料金統一をスムーズに進められた要因のようである。また、老朽配水管布設替えや耐震化を進める必要から、第7次整備事業（H21～35）を実施し、22年には赤字となり更なる財源確保が必要となり、民間委託の導入、職員の削減などを計画するも、26年度には想定不可のイベントなどの影響で給水収益が上がり、令和5年度まで料金改定が不要になったとのことである。さらには島しょ部への海底送水管の布設替え工事には国庫補助や有利な交付税措置である辺地債を財源に充て、起債額の22.5%に負担を抑えるなどの工夫が見られた。

料金体系については大手企業を多く擁していることから口径別へ移行するようではあるが改定率は井原市の2分の1となる8%とはいえ、ほとんどクレームはなかったそうである。これは昭和40年代の湧水を知っている市民が多かったことが理由のようであるが、我々も生活インフラの中で最も大切なものが水であることを今一度認識しなければならないと感じた視察であった。

<愛媛県西条市>

人口10万人余りの西条市では上水道、簡易水道、専用水道、条例水道など様々な地区に分かれており、複雑な状況にあったようである。こうした状況から事務が煩雑、簡易水道は企業会計へ移行する、ある地区では配水池の財源がないなどの課題が上がり、水道事業統合でそれらの課題を解決することに至り、令和3年度から統合されたものである。

水道料金統一の過程ではいくつかの地区ごとの小幅な値上げにより段階的に統一が図られており、その苦勞がしのばれた。料金体系においてもそれぞれのメリット・デメリットを細かく精査・考慮し用途別から口径別へとシフトしてきている。その結果西条市では水道使用量に応じた負担となる案を採用し、平均改定率1.1%となっている。ただし、地区によっては1.8%から8.7%と幅がある。

この度の宇和島・西条両市の視察を通じ、企業会計としての位置づけを踏まえ、将来に向け短期・長期の視点から料金改定の時期、その内容を詳細に精査し、判断することがますます重要になってくるであろうと強く感じた視察であった。